仕　様　書

件　名：自動ドア保守点検業務委託

場　所：茨城県笠間市鯉淵6528

点検内容：

１．定期点検の回数は、年2回（概ね6か月に1回）とし、時期については発注者と協議のうえ日程を決定する（設置機器仕様、台数及び保守内容は別紙のとおり。）。ただし、リニアック室の重量扉は年1回とする。

２．業務要員　受注者は、点検時に次の技術者を配置する。

業務責任者　1名

業務担当者　業務遂行に足りる人員

業務責任者とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とし業務担当者を兼ねることができる。

業務担当者とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。法令により作業等を行なう者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。

作業内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ発注者に報告し、承諾を得る。

３．資格等

本業務に従事する業務要員は次の資格を有すること。

ア　業務責任者

自動ドア施工技能士1級の資格取得後、自動ドア保守点検業務について、実務経験10年以上の者を1名配置する。

イ　業務担当者

自動ドア施工技能士の資格取得後、自動ドア保守点検業務について、実務経験5年以上の者を業務遂行に足りる人員配置する。

４．緊急保守点検

受注者は、定期点検のほか発注者の要請によりその都度直ちに技術員（自動ドア施工技能士有資格者）を派遣し、復旧にあたるものとする。

24時間365日緊急対応できる体制にあり、不測の事態に備え技術員（自動ドア施工技能士有資格者）は常に設置製造メーカー品を携帯し、修理の際は専用工具を使用し速やかに復旧にあたるものとする。

５．点検完了に際しては、業務区域の後片付け及び清掃を行う。

6．保守を完了した時は、発注者立会いのうえ、保守完了の確認を受け、報告書を速やかに提出するものとする。

7．設備に異常を認め、発注者から連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し、障害の除去又は点検を実施するものとする。